

人権理事会

5/2 人権理事会の特別手続職務権限保持者のための行動準則

人権理事会は、

国際連合憲章の目的および原則並びに世界人権宣言に基づきそしてそこに記されている人権に対する普遍的な尊重を促進することにおいて協力する特に国家の義務を確保することを認識し、

世界人権会議により 1993 年 6 月 25 日に採択されたウィーン宣言及び行動計画を想起し、

「人権理事会」と表題のついた、2006 年 3 月 15 日の決議 60/251 において総会が行った以下のこともまた想起し、

(a) 全ての人権は、普遍的であり、不可分であり、相互に関連しており、相互依存的でまた相互に補強しあうものであることそして全ての人権は、同じ基礎の上にまた同じ強調をもって、公正かつ平等なやり方で取り扱われなければならないことを再確認した。

(b) 平和および安全、発展並びに人権は、国際連合制度の柱でありそして相互に結びつけられまた相互に補強し合っていることを承認した。

(c) 理事会に選出された国は、人権の促進および保護において最高水準を維持するものとしそして理事会と十分に協力するものとすることを決定した。

(d) 「人権問題の審議において普遍性、客観性および非選別性並びに二重基準と政治化の除去を確保すること」の重要性を強調した。

(e) 人権の促進および保護は、「協力および真の対話の原則に基づきそして全ての人間のために加盟国の人権義務に従うその能力を高めることを目指さなければならないことを更に認識した。

(f) 「理事会の作業は、発展の権利を含む、全ての人権、市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の促進および保護を強化する目的で、普遍性、公平性、客観性および非選別性の原則、建設的な国際的対話並びに協力により導かれるものとすることを決定した。

(g) 「理事会の作業方法は、透明で、公正でまた公平でありそして真の対話を可能とし、結果志向で、勧告およびその実施についてのその後のフォローアップの議論を考慮に入れそしてまた特別手続や制度との実質的な相互作用を考慮に入れるものとするのもまた決定した。

普遍性および客観性の観念並びに発生場所に関わらず、全ての人権侵害に対して要求された程度の注意を払う必要性に加えて、特別手続の文脈の範囲内で、職務権限保持者の専門知識の重要な地位を強調し、

特別報告の制度の効率性は、職務権限保持者の地位の固定化およびその職務権限の特殊性を考慮に入れた原則と規則の採択を通して補強されるべきことを念頭に置きつつ、

職務権限保持者の活動をより良く理解しまた支援するため、国家を含む、全ての利害関係者、国の人権機関、非政府組織および個人を援助することが必要であることを考慮し、

国際連合憲章第 100、104、105 条、1946 年 2 月 13 日の国際連合の特権及び免除に関する条約の第 VI 条の第 22 項および総会決議 60/251 の第 6 項を想起し、

その中で理事会が、人権委員会と人権の促進および保護に関する小委員会の職務権限および特別手続の職務権限保持者並びに 1970 年 5 月 27 日の経済社会理事会決議 1503 (XLVIII) に基づいて設置された手続を 1 年間、例外的に延長することを決定した、2006 年 6 月 30 日の決定 1/102 に留意し、

その中で理事会が、総会決議 60/251 の第 6 項に従って特別手続の体制を維持するため、人権委員会の全ての職務権限、制度、任務および責任の見直し並びに行い得る向上と合理化の問題についての勧告を案出することという仕事を任されたオープンエンド政府間作業部会を設立した、2006 年 6 月 30 日の決定 1/104 もまた留意し、

その中で理事会が、オープンエンド政府間作業部会に対し、「特別手続の活動を統制する行動準則を起草」することを要請した、2006 年 11 月 27 日の決議 2/1 を更に留意し、

この行動準則は、制度の効果的な働きにとって不可欠である政府と職務権限保持者との間の協力を高めようと、特に、努めている総会決議 60/251 において求められた再検討、改善および合理化と不可分一体であることを考慮し、

当該行動準則は、職務権限保持者の道徳的権限と信用性を高めつつその任務を遂行する能力を強化

しまた他の利害関係者およびとりわけ国家による支援的活動を要求することもまた考慮し、

一方では、本質において絶対である、職務権限保持者の独立と、他方では、自らの職務権限、人権理事会の職務権限および国際連合憲章の規定により制限されている、自らの特別な権限との間をはっきりと区別すべきであることも考慮し、

職務権限保持者の行動を支配している規則および原則の可視性を詳細に説明し、完全なものにしそして増すことは望ましいことであるという事実注意到し、

2002年3月27日の決議56/280において総会により採択された、事務局職員以外の職員の地位、基本的権利および義務並びにミッションの専門家を規定する規則を留意し、

職務権限保持者の第6回年次会合により1999年に採択され、修正された、国際連合人権特別手続の手引き案もまた留意し、

職務権限の再検討に関するオープンエンド政府間作業部会の審議と提案に留意し、

1. 全ての国家に対し、特別手続の任務の遂行において特別手続と協力し且つ援助することまた時宜を得たやり方であらゆる情報を提供すること、並びに特別手続により国家に対して伝えられた連絡に不適當な遅滞なしに対応することを促す。

2. 人権理事会の特別手続職務権限保持者のための行動準則を採択する。その本文は、本決議に添付されまたその規定は、国際連合人権高等弁務官事務所により、職務権限保持者、国際連合の加盟国および他の関係当事者に対して、広められるべきである。

第9回会合

2007年6月18日

[決議は投票無しで採択された。]¹

¹ A/HRC/5/21、第三章、第62項 参照。

添付資料

人権理事会の特別手続職務権限保持者のための行動準則

第1条—行動準則の目的

本行動準則の目的は、人権理事会の特別手続職務権限保持者（以下「職務権限保持者」とする）が、その職務権限を履行するあいだ遵守するものとする、道徳上の行動および専門的な行動の基準を定義することにより特別手続の制度の有効性を高めることである。

第2条—行動準則の地位

1. 本準則の規定は、事務局職員以外の職員の地位、基本的権利および義務並びにミッションの専門家を規定する規則（ST/SGB/2002/9）（以下「規則」とする）の規定を補足する。
2. 国際連合人権特別手続の手引き案の規定は、本準則の規定と一致すべきである。
3. 職務権限保持者は、彼らが受領を確認しなければならない本準則の写しを、彼らの任務に関連している使用の手引きに加えて、国際連合人権高等弁務官により提供されるものとする。

第3条—行動の一般原則

職務権限保持者は、国際連合の独立した専門家である。その職務権限を遂行している間、次のことを行うものとする。

(a) 国際的に認められた人権基準に基づいてまた職務権限保持者の地位および自らの職務権限の下で調べることを求められている人権問題を評価するその自由に結びつけられている独立の概念に対する、直接または間接の、何れかの当事者の側の、利害関係者であるか否かに関わらず、理由が何であれ、あらゆる種類の主題と無関係の影響、扇動、圧力、脅威または干渉から免れて、事実の専門的な、公平な評価を通して、独立した能力で行動し、そして自らの職務権限に従ってその任務を遂行する。

(b) 2006年3月15日の総会決議60/251において具体化された対話と協力を通して、あらゆる人権および全ての者のための基本的自由の保護のための普遍的な尊重を促進することに責任がある

理事会の職務権限を記憶に留めておく。

(c) 自らの職務権限に従ってまた規則並びに本準則を遵守して自らの任務を遂行する。

(d) 自らの職務権限に関する真実性、忠誠および独立の基本的な義務を絶えず記憶に留めつつ、自らの職務権限の実施に専ら集中する。

(e) 効率性、権能および誠実性の最高度の水準、意味しているのは、とりわけ、限らないが、廉潔、公平性、平等、正直および誠実、を維持する。

(f) いかなる政府、個人、政府または非政府組織若しくはどんな圧力団体からも指示を求めまたは受けてはならない。

(g) 常に自らの地位に適合する行動を取り入れる。

(h) 自らの職務権限の性質をとりわけ考慮しつつまた享受している全ての利害関係者の信頼を維持しそして補強するようなやり方で行動する、自らの義務と責任の重要性を把握する。

(i) 自らの事務所または自らの任務から得た知識を、私的な収益、財政的またはその他のものために、若しくは家族、側近若しくは第三者の収益および／または損害のために、用いることを慎む。

(j) 自らの職務権限の遂行において実行した活動に対して、いかなる政府または非政府から、名誉、勲章、記念品、贈り物若しくは報償を受けてはならない。

第4条—職務権限保持者の地位

1. 職務権限保持者は、個人的に自らの任務を行使し、その責任は国ではなく専ら国際的である。

2. 自らの任務を行使する時、職務権限保持者は、国際連合の特権及び免除に関する条約の第VI条第22項を含む、関連する国際文書の下で規定されている特権および免除の権利が与えられている。

3. これらの特権および免除を害することなく、職務権限保持者は、自らの任務を行使している国の国内の法令および規則を十分に尊重する一方で、自らの職務権限を実行するものとする。これに関連して問題が生じた場合、職務権限保持者は、規則の規則1(e)の規定を厳格に遵守するものとする。

第5条—厳粛な宣言

自らの任務を引き受ける前に、職務権限保持者は、文書により次の厳粛な宣言を行うものとする

る。

「私は、完全に公平で、忠実でかつ良心的な観点から、そして誠実に、私の職務を遂行した
職権を行使すること、並びに私はこれらの職権を果たしそして私の職務権限の規定、国際連合憲章、国
際連合の利益および人権の促進と保護の目的に総合的に調和したやり方で、いかなる他の当事者の誰か
からも指示を求めたりまたは受けたりすることなしに、私の行動を律することを厳粛に宣言します。」

第6条—特別の権限

自らの職務権限の一部として規定されている特別の権限を害することなしに、職務権限保持者
は、次のことを行うものとする。

(a) 最大限可能な範囲まで、十分にいろいろな角度から検討されてきた、関連する信頼できる
源から出ている客観的で、確かな情報に基づく、事実を立証することを常に求める。

(b) とりわけ自らの職務権限に関連した状況に関して関係国により提供された情報を、包括的
且つ時宜を得たやり方で考慮する。

(c) 自らの職務権限に関連した国際的に承認された人権基準および関係国が当事国である国
際条約に照らして、あらゆる情報を評価する。

(d) 自らの職務権限を遂行する特別手続の能力を高めそうな提言に理事会の注意を喚起する
権利がある。

第7条—職務権限の規定の遵守

自らの職務権限を厳格に遵守して自らの職権を行使することおよびとりわけ自らの勧告が自
らの職務権限または理事会自身の職務権限を越えないことを確保することは職務権限保持者の責任で
ある。

第8条—情報源

その情報収集活動において、職務権限保持者は、次を行うものとする。

(a) 慎重、透明性、公平性および公明正大の原則に指導される。

(b) その秘密漏洩が、関係した個人に対する危害の原因となり得るならば、証言の源の機密性

を維持する。

(c) 作成することを求められている報告書および結論の非司法的性格にふさわしい証拠の水準に基づく客観的かつ信頼できる事実に依存する。

(d) 関係国の代表に、職務権限保持者の評価について論評しまたその国に対して行われた主張に反応する機会を与え、また国家の書面による対応の要約を報告書に添付する。

第9条—申立の書簡

特別手続による申立の書簡の取扱において有効性と一致を達成することを目的として、特別権限保持者は、次の基準に準拠してその適合を評価するものとする。

(a) 通報は、明らかに根拠がなかったりまた政治的に動機づけられたものであってはならない。

(b) 通報は、人権侵害の主張の事実に関する記述を含むべきである。

(c) 通報における言葉遣いは、口汚いものであってはならない。

(d) 通報は、侵害の犠牲者であると主張している人または人の集団若しくは人権の原則に従って誠実に行動しており、また政治的に動機づけられた立場にないまたは国際連合憲章の規定に反していなく、そして明確な情報により実証された侵害の直接または信頼できる情報を有することを主張している人または非政府組織を含む人の集団により、提出されるべきである。

(e) 通報は、マス・メディアにより広められた報告に専ら基づくものであってはならない。

第10条—緊急要請

職務権限保持者は、侵害の申立が、生命の損失、生命を脅かす状況または本準則の第9条の下での手続による時宜を得た方法では対処することができない犠牲者に対する非常に深刻な性質の差し迫ったかまたは現在進行中かの損害を伴っていることに関して緊急に対応する場合には緊急要請をとることができる。

第11条—現地訪問

職務権限保持者は、次のことをするものとする。

(a) その訪問は、自らの職務権限の職務内容を遵守して実施されることを確保する。

(b) その訪問は、関係国の同意を得てまたは招請で、実施されることを確保する。

(c) 関係国によりこの目的のために他の当局が指定されない限り、国際連合ジュネーブ事務所に登録されている関係国の常駐代表団と緊密に共同してその訪問を準備する。

(d) 非公開会合を準備することで援助もできる地方の国際連合機関および／または人権高等弁務官の代表からの行政的および兵站的支援を得て、受け入れ国官僚と直接、その訪問の公式計画を完成させる。

(e) 関連する政府当局および全ての他の利害関係者との対話、対話の促進および職務権限保持者、関係国および当該利害関係者の共有義務がある特別手続の十分な有効性を確保するための協力を成立させることを探し求める。

(f) 人権高等弁務官事務所と協議してそして受け入れ国政府と職務権限保持者の共通理解の後で、職務権限保持者がその職務権限を遂行するために要求する私事や機密性を害することなく、その訪問期間中の職務遂行上の安全の保護を、自らの要請に基づいて利用する権利を有する。

第 12 条—個人的意見および職務権限の公的性質

職務権限保持者は、次のことをするものとする。

(a) 自らの個人的な政治的意見は、自らの任務の遂行を害するものではなくそして自らの結論や勧告は人権状況の客観的評価に基礎をおくことを確保する必要性に注意する。

(b) 自らの職務権限の実施において、それ故、自らの職務権限の独立した性質の理解または当該職務権限の適切な遂行に必要な環境を損なうことのないように、自制、節度および思慮分別を示す。

第 13 条—勧告および結論

職務権限保持者は、次のことをするものとする。

(a) 自らの熟考した見解を、とりわけ人権侵害の申立に関する自らの一般に対する声明において、表明すると同時に、関係国によりどのような対応が与えられたかも公平に示す。

(b) 関係国について報告すると同時に、国の人権状況についての自らの宣言が常に、自らの職務権限および自らの地位が要求している誠実さ、独立性並びに不偏性と一致していること、そしてそのことが、利害関係者の中の建設的対話並びに人権の促進と保護のための協力を促進しそうであることを確保する。

(c) 関係する政府当局が、その国に関係している自らの結論や勧告の最初の受領者でありそして対応するために適切な時間が与えられること、また同様に理事会がこの機関に向けられた結論や勧告の最初の受領者であることを確保する。

第 14 条—政府との意思疎通

職務権限保持者は、外交経路を通じて関係政府に対する自らの全ての連絡を提出するものとする。ただし、個々の政府と人権高等弁務官事務所との間で別な方法が合意された場合はこの限りでない。

第 15 条—理事会に対する説明責任

自らの職務権限の遂行において、職務権限保持者は、理事会に対して説明責任を有する。